

入札監理小委員会
第606回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第606回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和2年10月28日（水）16：56～18：10

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○刑務所出所者等就労支援事業（厚生労働省）

○東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務（環境省）

3. 実施要項（案）の変更の審議

○国民年金保険料収納事業（日本年金機構）

4. 閉会

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、川澤専門委員、辻専門委員

（厚生労働省）

職業安定局雇用開発企画課就労支援室 伊藤室長

矢野室長補佐

前田特定求職者雇用対策専門官

（環境省）

水・大気環境局水環境課海洋環境室 山下室長

斎藤室長補佐

（事務局）

小原参事官、飯村企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第606回入札監理小委員会を開催します。

まず初めに、刑務所出所者等就労支援事業の実施要項（案）について、厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室、伊藤室長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○伊藤室長 厚生労働省就労支援室の伊藤でございます。本日はよろしくお願いたします。

委員の皆様におかれましては、昨年度から、刑務所出所者の就労支援事業につきまして、より良質かつ低廉な公共サービスの提供の観点からいろいろ御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。本日は改めて2つの事業の概要について御説明させていただくとともに、今年の入札結果の報告及び来年度事業の対応案について御説明させていただきます、御審議をお願いしたいと思っております。

それでは、事業概要について御説明いたします。資料A-3-1でございます。刑務所出所者の就労支援事業、協力雇用主等支援業務として、受刑者、それから保護観察対象者などの刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主、協力雇用主に対して、刑務所出所者等の雇用に関する周知・啓発、求人開拓、情報収集を実施しております。

それから、また1枚めくっていただいてもう一つの事業になりますけれども、続いてA-3-2でございます。刑務所出所者の就労に関する支援メニューの実施経費についての審査・支給などを行う支給業務でございます。1枚目のフローにおいて、職場体験講習に係る費用の審査・支給を行います。2枚目のフローですけれども、試行雇用助成金の審査・支給を行います。そして3枚目のフローによって、事業所見学会、それからセミナーなどに係る費用の支給を実施しております。

こういった事業についてですけれども、昨年度事業まではA-3-1と2の2つの業務を1つの契約、事業として実施しておりました。ただ、その結果1者応札を継続していたため、事業者からのヒアリング、それから本委員会での御指摘を踏まえて、令和2年度事業、今年度事業からは、事業内容の異なる協力雇用主等支援業務と支給業務を分割して、さらに協力雇用主等支援業務につきましては、実施対象地域ごとに調達を実施するという見直しをして、事業の細分化を行っております。

そして、今年度の入札結果でございます。今年度の事業調達においては、まずこの実施要項の見直しに加えて、広く事業主への声かけを実施しております。その結果において、仕様書を受け取りにきた事業者数については、協力雇用主の支援業務で7者、支給業務で

は6者となりました。ここについては増えてきたのですけれども、ただ入札時、実際に入札を行っていただいたところについては、全ての調達において1者ずつという結果になっております。

今後の見直しに関しましては、今年度事業においても1者応札となった状況を踏まえまして、仕様書を受け取りにきたものの応札に至らなかった事業者、それから、新たに応札可能性があると考えられる事業者にヒアリングを実施しました。その結果に基づき、来年度事業の実施要項にさらに改善を加えて、競争性の確保、参入障壁の解消を促していきたいと考えているところでございます。

最初に、協力雇用主の支援業務についての見直しの方向を御説明させていただきます。先ほどの資料からまた1つめくっていただいて、資料A-4-1でございます。細かい横表になりますけれども、右から2番目の欄、令和2【1期】の欄でございますが、これの一番下の欄を御覧いただければと思います。ヒアリングのことでございます。仕様書を受領したものの応札に至らなかった2者に対してヒアリングを実施しておりますけれども、そのヒアリングにおいては、入札公告を見たときに応札に関する意思決定、それから書類作成がもう間に合わないという時期であったこと。それから、協力雇用主等支援員に求められる能力を有する者がいないので応札できない、自社においては応札できる体制ではないと考えたということ。それから、今は事業に関する情報収集をしている段階で、今の段階では応札できる体制にないというような意見をいただきました。

こういったヒアリングでの御意見を踏まえ、協力雇用主等支援業務については、4点ほど見直しを実施したいと考えております。資料の一番右の令和3【2期】、ここの下のほう、競争性改善のための取組状況のところを御覧いただければと思います。1点目は、公告期間の延長を行いたいと思っております。公告期間を1月上中旬ぐらいから2月中旬までとして、30日程度を確保したいと思っております。去年は約20日でしたので、5割増しぐらいの期間を確保したいと考えております。

それから2点目は、評価の中の実績の評価基準の変更を考えております。協力雇用主等支援業務、この事業に関心を持つ事業者としては、現在、既に刑務所出所者の支援に関わっている事業者、それから刑務所出所者に限らず、就労支援を実施している事業者といったところが考えられます。そういった事業者が応札した際に適切に評価できるように、今は各委託事業としての受託実績を評価基準の中に入れてはいますが、それだけではなく、自主事業として実施している実績も評価するという改定を行っております。

3点目でございますけれども、情報開示の充実をさせていきたいと思っております。本事業の受託者の体制としては、兼務での実施がほとんどでございました。そのため過去の実績についての兼務の割合を追記して、必要な人員の見込みをしやすくしたほか、過去の事業における目標求人開拓者数も追記して、目標値と実際の達成率を明確にするなど、開示する情報を充実させようと考えております。

もう1点、4点目でございますけれども、この表には記載していないのですが、協力雇用主等支援員というところの記述の修正を行っております。本業務については、協力雇用主支援員の配置というような感じで書いてあるのですが、これをどのような人材を配置すれば効果的に実施できるかということを明らかにする観点から、実施要項中においてキャリアコンサルタント、産業カウンセラーの資格保持者であるといったことや、矯正・更生保護行政に見識を持つ者など、具体的に想定される方々を列挙して、その上でこういった能力を持つ者を配置することが望ましいと記載していたところですが、ヒアリングの中で、その能力が必須であると誤認されてしまったという意見があり、これで入りづらいということがありましたので、こういった能力を持つ者を配置することが考えられるといったような柔らかい表現として、当該能力が必須ではないということを明確にしております。

協力雇用主等支援業務については、この4点について改善するとともに、更生保護に関する業務を実施している事業者や就労支援事業を実施している事業者を中心に広く、また今後も事業の周知を図っていきたいと考えております。

次に、もう一つの事業、支給業務の見直しについて御説明させていただきます。また資料を1つめくっていただいて、A-4-2でございます。先ほどと同じく右から2番目、令和2【1期】の欄でございますが、これの一番下の欄を御覧いただければと思います。入札参加者に対してヒアリングを行ったところですが、5者に対してヒアリングを行いましたが、そのうち過去にこの事業を受託したことがある2者については、今回は会社方針が変更されてきたので、応札について今回はということでございました。ほかの事業者については、会社として想定していない事業のため受託できなかったという意見であったり、専門的な能力を發揮したい、生かしたいと考えているので、この事業の事務補助的な業務となると体制が整っていないというような御意見をいただきました。

今後、より応札しやすい事業とするため、支給業務については3点ほど見直しを実施したいと考えております。

また、一番右の欄になりますけれども、1点目は公告期間の延長でございます。公告期間については今度、1月上中旬から2月下旬までということで40日程度で考えております。今年度については25日ほどですので、これも大体5割以上増しということで、来年、公告期間の延長を考えております。

2点目は仕様書の見直しでございます。資料の前に戻っていただいてA-3-2、先ほど開いた各種のフロー図でございます。資料の1枚目、職場体験講習の支給等事務のフロー図を御覧いただければと思います。職場体験講習については、これまで①の事業の実施調整でハローワークが関係機関と連携して、講習受講生、講習実施者と講習実施に係る調整を行って、公共職業安定所から出ている②の実施決定通知書とほぼ同様の形の通知を、受託者に調整結果として通知して、それに基づき受託者が講習実施者との間で具体的に講習実施期間を確定させて、職場体験講習実施に係る契約を締結して、契約に基づいて職場体験講習が実施されたことを審査した上で、業務委託費を支給しておりました。ただ、来年度から簡略化ということも踏まえて、受託者と講習実施者において契約を締結するという今年度の形ではなくて、ハローワークが関係者との調整を完了した段階で講習の実施決定を行った上で、受託者はハローワークの実施決定に基づいて講習が実施されたか否かを審査し、必要な経費を支給するという形に改めることで、業務の特殊性を軽減できたらと考えております。

簡単に言うと実施契約自体、受託者と講習実施者の間で結ぶという形から、安定所と講習実施者の間で実際に調整を行って決定するという形にしております。

3点目でございますけれども、情報開示の充実をさせていただきます。協力雇用主等支援業務と同様に、過去の実績につきましては兼務の割合を追記して、より必要な人員を見込みやすくしております。支給業務につきましてはこの3点について改善するとともに、更生保護に関する事業を実施している事業者や就労支援事業を実施している事業者、それからこういった事業を実施できる事務能力を有していると思われる事業者を中心に、広く事業の周知を図っていきたいと考えております。

以上のような形で、昨年度からの取組に加えまして、ただいま申し上げたような改善を行うとともに、入札において競争がより促進されるよう取り組んでまいりたいと思っております。本日これからいただく御意見につきましても最大限取り入れてまいりたいと考えておりますので、いろいろと御助言、御指摘いただければと思っております。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実施要項（案）の説明について、御意見、御質問のある委員におかれましては、御発言をお願いいたします。

辻委員、お願いします。

○辻専門委員 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。先ほどの資料A-3-2でございます。先ほどの御説明では、従前は受託者が講習実施者と契約していると同っています。それが特殊であったので、今般、受託者が契約関係から外れて特殊性を緩和したと理解しておりますけれども、今の特殊な事務の部分について、今までの事業者がどのくらいの時間を使っていたとか、どれくらいの負担だったのかという何か数値的な御説明はどこか実施要項にあるでしょうか。

○伊藤室長 特に実施要項には記載しておりません。

○辻専門委員 負担感が大きかったということ、厚生労働省は現時点の受託者から何か伺っているでしょうか。

○前田特定求職者雇用対策専門官 私、前田からお答えさせていただきます。こちらの見直しを行った経緯といたしましては、現受託者からの負担感ということではなくて、昨年応札していただけなかった事業者の方のヒアリング結果において、「当社は想定していないような事業なので受けられません」ということでした。そこから先、具体的に踏み込んだわけではないですけれども、どういうところで一般的なアウトソーシング会社が受けづらいかと考えたときに、受託者と講習実施者間の委託契約はかなりハードルが上がるのではないかとということで、こちらはヒアリング結果を基に厚生労働省として独自で考えて見直しを行ったものであって、現受託者の負担感等はヒアリングをしたことがございません。

以上です。

○辻専門委員 よく分かりました。ありがとうございます。

それから、資料A-2-1の23/47でございます。2番で、従来の実施に要した人員というところで、兼任者の従事割合とございます。先ほど御説明いただきました。念のためですけれども、例えば平成30年度は兼任1人、この方はパートとかではなくてフルタイムの方であって、フルタイムの方1人がほかの仕事もしているところであって、この仕事を70%して、残り30%の時間をこの業務に使っているという読み方で合っているでしょうか。

○伊藤室長 そのとおりでございます。

○辻専門委員 分かりました。ありがとうございます。

同じ資料の6/47でございます。上のほうで(5)のイ、加筆された部分です。「進捗状況等を報告するため、厚生労働省職員との会議を定期的に行うこと」とございますが、この「定期的」というのは大体どれくらいの頻度なのか、どれくらいの時間なのか、それからテレビ会議は可能なのかとか、その辺りはいかがでしょうか。

○前田特定求職者雇用対策専門官 私、前田からお答えさせていただきます。現在考えている頻度で言うと年に1回、仕様書に記載してございますが、実施方法についてはウェブ会議、または我々厚生労働省職員が現地に赴いての会議ということで想定しています。ただ、年1で想定しているのですけれども、当然そこで進捗状況が芳しくなければ再度という可能性はあるのかと思っております。

以上です。

○辻専門委員 年1回だと、恐らく受託者、新規参入者も安心すると思いますので、できれば「従前の実績としては年1回程度である」という表現をどこかに入れていただければと思いました。

それから、同じところです。今のイの3行目、「3営業日以内に議事録を作成」と書いてございます。恐らくこの議事録を作成する事務というのは、レベル感によってはかなり事務量が煩雑になると思われるのですけれども、この議事録はいわゆる逐語訳のようなものを想定なさっているのか、それとも要旨のみ箇条書で構わないのか、この辺りはいかがでしょうか。

○前田特定求職者雇用対策専門官 私、前田からお答えさせていただきます。この記載ぶりについては、改めて確認させていただいて、仕様書に明記するような形とさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

以上です。

○辻専門委員 分かりました。ありがとうございます。

それから、続けて7/47でございます。今、この表を見ているのですけれども、地域名の欄、一番右に「目標開拓求人数」とございます。恐らく仕様書のほうに詳しいことが書いてあるのかもしれませんが、この「開拓」というのはどういう行動をもって「開拓」と認定されるのか、この辺りはいかがでしょうか。

○伊藤室長 求人を出してもらってそれを安定所に受理してもらおうというところで、開拓

数としております。

○辻専門委員 恐らく今おっしゃっている内容は、40/47ページ辺りでしょうか。一番下から3行目に、「求人開拓が統計上実施されたものとする」と書いています。この辺りを指しているのでしょうか。

○伊藤室長 はい、そこでございます。

○辻専門委員 「統計上」というのは特段特殊な意味があるわけではなくて、先ほどの7/47で言っている開拓求人数のことを指しているというぐらいの趣旨でしょうか。

○伊藤室長 はい、それぐらいの趣旨でございます。

○辻専門委員 分かりました。そのような趣旨でしたら、できれば7/47ページの目標開拓求人数というところに米印とかをつけて、「仕様書の40ページを参照する」みたいなことにしておくと、多分、新規参入事業者は見やすいのかと思いますので、御検討いただければと思いました。

13/47ページ目でございます。情報管理体制というタイトルで大分加筆していただいたところでございます。かなりセンシティブな情報を扱うのかと思ったのですが、具体的に受刑者の方、または元受刑者の方の個人情報を、恐らく新規受託業者としてはどれぐらいセンシティブなのかを知りたいかもしれません。お伺いするのですが、実際、受託業者は具体的にどういう情報を知ることになるのでしょうか。

○前田特定求職者雇用対策専門官 前田からお答えいたします。この受託者が取り扱う情報として、まず想定されるのが協力雇用主の名簿を受領することになっておりますので、協力雇用主の事業所名、あるいは事業場所、代表者、担当者名、連絡先といった情報が基本的には元になる。そこからは受託者が開拓していった事業所の名前、住所、担当者、そこがどういう考えを持っているか、そういう情報が主になって、受刑者の個人情報を扱うことはあまり想定されていないと思っております。

以上です。

○辻専門委員 ありがとうございます。そうしましたら、ひょっとすると新規参入事業者は、受刑者のセンシティブな情報を知らないといけない。そうすると、本当にこの赤線で書かれた部分、今回、開始されたような極めて厳格な情報管理はコストをかけてやらなければならないと誤解するかもしれませんので、できればもし受刑者に関する情報をあまり知る必要がないのであれば、何かそのようなことを記載いただき、情報管理体制の部分で、新規参入事業者を安心させる趣旨で、受刑者に関してはこういうレベルの情報しか知

る必要がないよとか、誤解をしないような形で実施要項を書きいただければと思います。

以上です。

○伊藤室長 ありがとうございます。

○尾花主査 ほかに。では、川澤委員、それが終わりましたら浅羽委員に伺います。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。実施要項、資料A-2-1につきまして、7/47ページですけれども、地域ごとに目標開拓求人数の目標値を設定されていて、過年度を見るとおおむね100%以上を達成されているのですが、今回、新型コロナウイルスの関係で、こういった求人の状況はいかがでしょうか。つまりその状況を踏まえて目標を見直す必要があるのかどうかとか、その辺りはいかがでしょうか。

○前田特定求職者雇用対策専門官 私、前田からお答えいたします。もともと協力雇用主、あるいは人手不足分野の事業所に当たっていたこともあって、かなり影響は少なめであったかと思います。また、協力雇用主も建築業の方が多かったので、そこまで影響は受けていなかったように思います。

以上です。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

12/47ページの部分で、2、調査の(2)で「再委託を行っている場合」ということで、昨今の再委託の状況等も踏まえて加筆されているのか思ったのですが、15/47ページで再々委託は禁止というふうにされていて、これまでも再々委託という形ではあまりやられていなかったのでしょうか。つまり再々委託を禁止して、何か従前の事業者を含めて実行が難しいような状況が起こらないのかというところの懸念と、もし再々委託が必要なのであれば、この調査についても、再委託先以降もという形で修正したほうがいいのかと思っておりますが、その辺りはいかがでしょうか。

○前田特定求職者雇用対策専門官 私、前田からお答えいたします。もともと再々委託はあまり想定していなかったところでして、たしか昨年度この委員会の場で、再々委託を想定していないのであれば禁止する旨を書いたほうがいいのかという御助言をいただいて、再々委託の禁止を追記したところでございます。

以上です。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

あと21/47ページで、今回、国または地方公共団体から類似事業に加えて自主事業としてというふうに加えていただいているかと思っております。「自主事業」というのはどういう

事業になるのでしょうか。つまり民間企業を含めて各機関が自分たちの持ち出しで何か自主的な事業をしているということなのか、自主事業というよりは国または地方公共団体以外からの受託事業というふうなのか、その辺りの自主事業の見直しというか、意味合いを確認させていただけますでしょうか。

○伊藤室長 まさに本来、就労支援会社であれば自分たちでやって収入を得ている、受ける方から収入を受けているセミナーとか、本来自分たちがやっている業務、これも自主的にとなってしまうかもしれませんが、どこからの委託も受けなくて、収入を得るようにしてやっている事業、もともとその会社がやっている事業というような考えでいただければと思います。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

続いて資料A-2-2の支給業務ですが、先ほど支給業務の契約についての見直しというところでお伺いしたのですが、実施要項というよりは、その見直しについては仕様書のほうで修正されているという理解でよろしいでしょうか。具体的に26/35となります。

○伊藤室長 仕様書のほうで記載しているものでございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

仕様書の25のところを見れば、確かに決定通知を受理するというところで理解できるのですが、むしろ実施要項の部分だけを見られる方もいらっしゃると思うので、説明会等でどういったところが事業のやりやすさというか、新規参入業者の促進に帰する改善が図られたかというところは説明していただいたほうがよろしいのかと思いました。

以上です。

○伊藤室長 ありがとうございます。

○尾花主査 浅羽委員、お願いします。

○浅羽副主査 説明どうもありがとうございました。資料A-2-1、実施要項(案)の21/47です。先ほど川澤委員が言われたところと関連いたします。応募者の実績等に、今回(1)に加えて(2)、自主事業として事業をやっているということなのですが、40点満点の中に18点、18点と委託のものと自主事業とを入れていらっしゃいますが、例えば今の委託事業者が、この両方、36点を取ってしまうような可能性はあるのかどうかということ。あと、現在の受託事業者以外で、例えばこの両方を持っていく、つまり受託もやっているし、自らの事業として自主事業もやって、企業と契約してそっちからフィーをもらうとか、現実問題として、そのようなことを両方ともやっているような事業者は

いるのかどうかを教えてくださいたいのですが、いかがでしょうか。

○伊藤室長 まず、現受託者において満点になる事業者はいないと認識しています。多分ないはずですが。これから参入される方については分かりません。しかし、今いろいろなところを想定しているのですけれども、もしかしたら応札するかもしれないということで、満点を取れるかなと思っている事業者はあります。

○浅羽副主査 過去の実績といったようなことを総合評価の中でやる場合ですと、(1)と(2)をセットで配点するケースが多いように思います。つまり国や地方公共団体から類似の事業を受託した実績、あるいは自主事業として類似の事業を実施した実績ということで、満点、何十点というような中で判断される。その中で国や地方公共団体のほうが、例えばより重くやるとか、あるいは複数のものをやっていたほうが有利とか、いろいろ採点の仕方もあると思うのですけれども、原則どちらか片方しかやっていない、一方で両方やっているというところで、本当に実力がそんなに倍も違うのかというのが気になる場所です。

今、御説明をいただきまして、現行の事業者に一方的に有利になることはないということが前提のようですので、まあ、これでもいいのかと思います。お話を伺っていると、つまり新規参入の人にとっては有利になる可能性があるということだと思います。ただ、本当に2倍の配点の力をそこに持たせていいのかということについて、私どもはできるだけ新規参入してほしいと思っていますので、そういうメッセージとしてならばこの配点の仕方もいいと思いますが、発注者側としてどのようなお考えの上でこのようにしているのかということだけ再度確認させていただきたいと思います。

○伊藤室長 基本的には今後新規参入される方が有利になるようにという考えで、今、現に例えば我々の事業を受託していなくても加点が取れることを考えて、現行事業者が有利になることのないように、入りやすくするようにという意味ではやっております。

○浅羽副主査 御趣旨はよく分かりました。若干付け加えさせていただくと、新規に参入を考えている事業者が、これは既存の事業者が両方取ってしまうのではないかと疑念を持たれることがないよう、何か御趣旨に合うような説明の仕方なり、表記の仕方なりを御工夫されたらよりいいのではないかと思います。

以上です。

○伊藤室長 ありがとうございます。

○尾花主査 では、何点か教えてください。資料A-4-1で、今回は5つの事業に分け

て事業受託者を募り、いずれも1者しか入札がなかったということですが、まず私としては、実施府省は国の機関で、政策を作るところに注力していただきたいと思っている中、市場化テストは3,000万円規模のものじゃないと費用対効果が思わしくないという分析をしています。その中、このように細かく区切っていただいて一応試してみたところでは大変ありがたいと思います。ただ、今後、契約金額規模が小さくなることによってかえって実施府省の手間をかけてしまい、せっかく市場化テストを利用した効果が得られないのではないかと懸念しますので、今回はともかく、事業評価の際には御検討いただいてもいいのではないかという印象を受けました。

この点から、資料A-4-2の事業などは、基本的に事務業務で600万弱ぐらい。これはまさに市場化テストの費用対効果的には手間ばかりかかってしまい、本当にこういうものを独立して切り出してよいのだろうかというところを検討されることも、委員会として別段否定するものではないので、次期の事業評価のときには、もし何かお考えがあれば検討していただきたいと思います。

そのほかについては各種工夫をしていただいて、実施要項等を変更していただいたので、その点については、変更については全然異存もございません。

○伊藤室長 事業分割の話については、今後また検討させていただきます。先ほどの2つの事業は、昨年度まで一緒にやっていた者が言うのはなんなのですけども、性格が全く違う事業でございます。正直、分割したほうが受ける事業所としては非常にやりやすいのかというのがあって、今は分割する形のほうがいい、額は確かにそうですけれども実行上はいいのかなとも思っていますが、御指摘を含めて今後とも検討させていただきます。

○尾花主査 最終的にはその効果的な調達を決めるのは、実施府省の権限であられるので当委員会として否定するものでは全然ございませんので、別段、もっと大きくまとめてもいいのではないかと申し上げた次第です。

○伊藤室長 ありがとうございます。

○尾花主査 では、辻委員、お願いします。

○辻専門委員 辻から申し上げます。実施要項A-2-1の7/47でございます。実施状況の上から3行目ですけれども、「厚生労働省は報告の都度実施状況を確認し、必要な措置を採るべきことを指示する」とございますけれども、万一、ここに書かれた目標が達成できなかった場合、次の第3ですが、委託費の支払いの処理はどのようにお考えでしょうか。

○前田特定求職者雇用対策専門官 私、前田からお答えいたします。当然ながら、目標が達成できなかつたらいきなり減額ということまで考えておりません。もちろんコロナのような形で大きな影響があった場合等は、いきなり払わないというよりは事業計画の見直し、あるいは契約変更の必要があるのかというところで検討していく必要があるのかと思いますが、この目標開拓求人数が達成できていないから一律に減額します、幾ら減額しますということは想定しておりません。

以上です。

○辻専門委員 新規参入業者の方はそこを心配なさるかもしれませんので、できれば今みたいな内容を実施要項に書き込むことを御検討いただければと思います。

それから、40/47でございます。上から2行目を拝見すると、「啓発・支援業務を実施する」と書いてございまして、①を見ると、「刑務所出所者等の雇用に関する周知・啓発を行うこと」とだけ書かれています。恐らく初めて見る方は、周知・啓発はどのレベルまでどのような内容のものを実施すれば合格点をもらえるかが分からないかもしれません。具体的にどのような周知・啓発をすればクオリティーを達成したとお考えでしょうか。

○前田特定求職者雇用対策専門官 その辺りを34/47で、従来の実施方法という形で確かに少しは記載しているのですが、左上に「啓発・支援業務」ということで、これまでの実施状況については少し書いているところでございます。基本的にはこんな形で提案してもらえればと思うのですが、そこは提案書の相対評価なのかと思います。

以上です。

○辻専門委員 恐らく過去の、現時点で受託なさっている方々が使っている図のチラシとかパンフレット、ポスターとかがあるのかもしれませんが、そういう内容は公表されていて、関心がある方は見ることができるのでしょうか。

○前田特定求職者雇用対策専門官 まず受託者に対しては、厚生労働省あるいは法務省が作ったパンフレット等は提供しておりまして、そういったものであれば、新規参入を検討している段階で、必要とあらばお渡しすることができるのかと思います。ただ、現受託者がオリジナルでどのような資料を使っているのかというのは報告させていないので、今は分かりかねるというか、お答えすることができません。

以上です。

○辻専門委員 そうしますと、僕はてっきり受託者の方がオリジナルで周知・啓発の情報、そういう媒体を作って周知・啓発を行うのかと誤解していたのですが、実際は法務省が作

ったポスター等をまけば、それで周知・啓発と認めていただけるという扱いなのでしょうか。

○伊藤室長 例えばリーフレットとかいうのに、刑務所出所者を雇ってください、こういう感じでこういうやり方がありますとかいろいろ書いてあるのですけれども、それを実際、リーフレットを見ながら、渡しながら説明していくというような形でやっていただけることになると思っております。

○辻専門委員 分かりました。それから、同じ40/47ページの上から4行目、②でございます。「労働市場情報」というのは具体的にどのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○伊藤室長 その地域の求人・求職情報とか、さらにどんな仕事だとどれぐらいの求人倍率とか、賃金がどれぐらいだとかいったようなのが一般的に労働市場情報で出てくると思っております。

○辻専門委員 分かりました。それから、次の「刑務所出所者等の求職情報」はいかがでしょうか。

○前田特定求職者雇用対策専門官 前田がお答えいたします。これについては、刑務所出所者等がその該当地域で大体どれぐらいいて、どれぐらいの求人を必要としているかというような数値を想定しております。

以上です。

○辻専門委員 最後に、「求人の確保に当たって効果的な情報」というのはどういう内容でしょうか。

○伊藤室長 求人の確保に当たって、刑務所出所者であれば、多くが就職されるのは建設業とか製造業、例えば人手不足の介護分野とかいったところの情報提供になると思っております。

○辻専門委員 分かりました。できれば今お答えになったような内容を、つまり厚生労働省がお望みになるような要素をもうちょっと詳しく書いていただくことを御検討いただければと思います。それから、もし可能であれば、現時点の受託業者が実際に②についてどのような情報を厚生労働省に提供しているのか、その辺りもサンプルとして出すことはできないでしょうか。

○前田特定求職者雇用対策専門官 どのような形になるかは分かりませんが、現受託者に聞いてみて、出せるもの等があればまとめることはできるのかと思います。

以上です。

○辻専門委員 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、実施要項の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 具体的に実施要項と仕様書の修正を検討するという辻先生からいただいている点がございますので、そちらを検討して御報告させていただきたいと思います。

以上です。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものと改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。本日はありがとうございました。

○伊藤室長 どうもありがとうございました。

(厚生労働省退室)

(環境省入室)

○尾花主査 続きまして、東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務の実施要項（案）について、環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室、山下室長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いします。

○山下室長 環境省海洋環境室の山下と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、早速、東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務の実施要項につきまして、説明させていただきます。

最初にこの事業、東日本大震災に係る海洋環境モニタリング事業の概要を説明します。平成23年3月11日に発災いたしました東日本大震災に伴い、被災地では津波の引き波

によって、工場等から有害な化学物質が海洋等に漏出いたしました。また、さらに東京電力福島第一原子力発電所から放射性物質の放出もございました。そうしたことから、国民の健康や生活環境への悪影響を払拭するために、これらの監視、モニタリングを実施するところであります。

事業内容といたしましては、調査・計画案の立案、調査の実施・分析・結果解析及び取りまとめ、公表資料の作成、検討会の開催というものになります。事業実施期間は、来年の令和3年4月から令和6年3月までの市場化テスト3期目の事業ということを考えております。

選定の経緯ですけれども、競争性に課題が認められたため、平成28年度に事業選定された事業であります。市場化テストの事業期間は平成29年から元年の3年間、2期目ということで来年、今年が震災10年目に当たるということで、1年間ということで事業評価は未実施となっております。

競争性改善への取組につきまして説明いたします。まず事業者へのヒアリングを通じまして、モニタリングのための採取とか、採取したものの分析業務をできる者が限定的であることから、当該部分を外注できれば新規参入できる可能性があるとの意見、それから実績に係る要件の緩和が新規参入の可能性につながるとの意見がありましたことから、最初の外注部分につきましては、9ページにありますとおり、実施要項に明確に試料の採取や分析業務の外注が可能であることを記載して、新たな参入を促したところでございます。

それから、2つ目の実績に係る要件緩和につきましては、提案書の評価基準において、海洋環境モニタリング業務に関する解析等の事業者の実績等について、従前は調査計画、海水・堆積物の解析等、両方の実績を有すれば加点としていたのですが、これをいずれか一方の実績を有することで加点していくということに緩和させていただきます。また、外注業者も含めた内部、外部の協力体制の執行体制構築について加点項目や配点を増やす。受注者の実績としては緩和するというを行わせていただきます。これは70ページに記載させていただいております。

続きまして、事業実施期間の複数年化ということですが、前回、単年度から事業期間を複数年度に変更することにより、新規事業者の参入を促進したところですが、これにつきまして来年度からの分につきましては、現在、財務省と調整中でございます。

それから、従前の実施状況の情報開示の充実ということですが、本事業については、試料の採取、分析を専門の事業者に再委託を行っていることがありまして、再委託業務に関

する内容を詳細に記載しております。本業務に実施経験がない事業者でも、そうしたものを見ることによって参入ができるのかと考えております。また、調査内容に関する情報の充実も図っているところであります。これは48ページから51ページに記載しておりますのでございます。また実施要項に、従前の調査結果の内容等を公表したホームページのアドレスも掲載して、検討されている方がより検討しやすくなるということを記載しております。それも4ページと47ページに記載させていただいております。

入札スケジュールの前倒しも行います。これは13ページに記載しておりますが、入札公告期間を基準より1か月長くします。また、さらに併せて、新しく参入した人もスムーズに事業が実施できるように準備引継ぎ期間を3週間ほどと、十分な長さを確保することとしております。こういうことによって、新規参入を検討していただけたところが出てくることを考えております。

あともう一つ、この事業についてより広く知っていただくと。この事業は前々から調査船による事業というネックがあるわけですがけれども、業界団体、海洋調査協会というのがございまして、そこを通じましてメールでこの事業について広く周知いただきまして、新規参入の促進を図ることとしております。

最後になりますが、パブリックコメントの対応について、今年9月28日から10月12日までパブリックコメントを実施した結果、4件の意見がありました。その中身は字句の修正といったものでして、特段の修正を要する意見等はございませんでした。

説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実施要項（案）の説明について、御意見、御質問のある委員におかれましては御発言をお願いいたします。

辻委員、お願いします。

○辻専門委員 御説明ありがとうございました。辻からお伺いいたします。

資料B-2の実施要項でございます。これの9/98ページでございます。上から見ていくと3行目、「適切な温度条件下で保管し、環境省の指示に応じて長期保存用試料を作成」とございますけれども、この「環境省の指示」というのはどのような内容なのでしょうか。恐らく新規参入業者は、長期保存用試料の作成に当たってどれぐらいのコストがかかるか心配になるかもしれません。その趣旨で「環境省の指示」というのは、どの辺りに書いてあるのでしょうか。

○斎藤室長補佐 こちらの要項に記載がない部分もあるかもしれませんが、過年度の実施報告書に試料の保存に関する議論の結果などを取りまとめてございますので、過年度の報告書等は事業者、入札参加者から申出があれば閲覧可というようにしておりますので、そちらをお読みいただき、事業の工程、工数等を見積もっていただくということを考えております。

○辻専門委員 ありがとうございます。そういう意味でしたら、もし可能ならこの本文部分に米印とかをつけて、欄外に注釈をつけて、過去の報告書のURLとかを貼っていただいて、その報告書の何ページ辺りを参照するとかって書いていただくと分かりやすいかもしれませんので、できれば御検討いただければと思います。

もう1点ですけれども、41/98でございます。真ん中の辺りを拝見するとストロンチウム90について書いてございます。ストロンチウム90は平成24年度以降不検出であること、他のモニタリング調査で対象とされているから、対象から除外すると書いてございます。これは現時点の実施要項、今動いている実施要項においても、ストロンチウム90は既にもう調査の対象外になっているという理解でよろしいでしょうか。

○山下室長 環境省の山下です。ストロンチウム90は平成28年度以降やっておりません。

以上でございます。

○辻専門委員 分かりました。ちなみに今回の事業は、恐らく令和6年ぐらいまでの委託だと思えます。今、心配になったのは、あくまで報道ベースでございますけれども、恐らく近い将来に、汚染された水を十分に処理した処理水を海洋に放出するという計画があるようなのですが、その辺りとの関係を含め、ストロンチウム90について今回も委託の対象から外すという結論に至った、どのような議論があったのでしょうか。

○山下室長 環境省の山下でございます。今、報道があるものについては、当方も全く詳細を承知しておりませんが、平成28年にストロンチウムをやめたというのは、この事業は平成24年以降ずっと不検出が続いていたと。また、ストロンチウムは分析が非常に大変な核種ですので、それでセシウムのほうをやれば十分だろうということで、ストロンチウムをやめたということと承知しております。

○辻専門委員 分かりました。僕からは一旦結構です。

○山下室長 ありがとうございます。

○尾花主査 川澤委員、お願いします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。実施要項B-2の4/98ページに、今回の過年度調査の結果についてということで、ウェブサイトのURLを入れていただいているかと思います。拝見しますと、1者応札のA株式会社が受託されていて、試料採取等はB株式会社、化学分析という形で社名を記載されていると思うのですが、この事業は再委託費がかなり多くなっていて、逆に再委託先が元請になるということは考えにくいのでしょうか。そういう意味での競争性を確保するという事はなかなか難しい状況でしょうか。

○斎藤室長補佐 本事業の主体は解析した結果を取りまとめることになっておりまして、再委託先の事業者はその備船、船を出して試料を採取するとか、採取されたサンプルを分析するといったようなことでお願いしております。あくまでも本事業は結果の取りまとめですので、現在、過年度までにこの事業を受託していただいた事業者で考えますと、再委託先が元請というか、受注者になるというのは事業の性質上考えづらいのではないかとこのように考えているところでございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

9/98ページの一番下のところで、今回、外注ができるということを明記していただいているかと思います。再委託については、16/98に取扱いについて、再委託するときの申請のプロセスとかいったところが書かれているのですが、外注にした場合は、ここの「あらかじめ承諾を得るものとする」というだけで、特段、実施要項の中でどういった取扱いなのか、例えばどのぐらい、一部または全部とか、いろいろ取扱いについては特に外注については書かれていないという理解でよろしいでしょうか。

○斎藤室長補佐 こちらの再委託についてというのが文言の統一がなされていないのですが、9/98ページで「外注」と言っているところが、後段で再委託に関する手続として書いてあるところと同じということで考えております。

○川澤専門委員 それでしたら、恐らく外注と再委託でプロセスが違ふと思いますので、統一していただいたほうがいいのかと思われました。

○山下室長 そこは修正させていただきます。

○川澤専門委員 あと10/98で、検討会の設置・開催というところで書いていただいております。4)のロ)の部分で、日程調整等が発生すると思うのですが、昨今、会議はかなりオンラインに移行している部分もあると思うんです。この辺りは、特にオンラインの場合だと会場費は不要であるとかいうようなこともかなりあると思うので、会議は引き

続き対面で開催ということで御想定されていらっしゃるのでしょうか。

○斎藤室長補佐 こちらは最近の状況ですと、新型コロナウイルスの感染状況などの様子を見てということもあると思いますので、対面が可能であれば対面ですし、それが難しいと言えればウェブということで、そのときの状況に応じてやっていただくことを考えております。

○山下室長 現時点では対面を考えておりますが、状況に応じてウェブも考えるということになるかと思えます。

○川澤専門委員 分かりました。そうであれば、「なお」みたいな形で書いていただいてもいいのかと思いました。どこもそういったことに対応は可能だと思うのですが、「なお」書きがあってもいいのかと思いました。

○斎藤室長補佐 承知いたしました。

○川澤専門委員 以上です。ありがとうございました。

○尾花主査 いろいろ修正等をしていただき、ありがとうございました。

それでは、実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 辻先生、川澤先生からいただいた修正を検討する部分について検討させていただいた後、情報として皆さんに共有させていただきたいと思えます。

以上です。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては本日をもって小委員会の審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合は事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。本日はありがとうございました。

○山下室長 ありがとうございました。

（環境省退室）

○尾花主査 それでは、「国民年金保険料収納事業」の実施要項（案）の変更について審議

を行います。事務局より御説明をお願いします。

○事務局 よろしく申し上げます。日本年金機構の「国民年金保険料収納事業」民間競争入札における実施要項の変更について、資料3を基に事務局より御説明いたします。

まず1、事業の概要を御覧ください。国民年金保険料収納事業については、日本年金機構が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、滞納者への電話や文書、戸別訪問などによる納付督促業務と、実施状況報告業務となります。

続きまして、2、実施要項等の変更に至る経緯でございます。国民年金保険料収納業務については、今年4月の監理委員会において実施要項（案）が議了されたところです。その後、機構が10月の契約開始に当たって、7月16日及び17日に全国を18地区に分けて調達を行ったところ、1つの地区に不調が発生いたしました。不調が発生したのは南関東③地区、こちらは東京都の多摩地区及び山梨県を対象地区としています。2者の入札があったものの、いずれも予定価格を超過し、再入札を辞退したことから不調となっております。そのため実施要項の一部を変更し、調達手続を実施したいというものでございます。

3、実施要項の変更点を御覧ください。1点目、業務委託期間の始期の変更です。変更前は令和2年10月1日としていたところ、令和3年5月1日に変更しております。2点目、対象地域の変更です。不調となった地域を対象とするため、312年金事務所、18地区としていたところ、8年金事務所、1地区に変更しております。

なお、このたびの変更について議了いただいた後、日本年金機構において速やかに調達手続を実施いたします。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）の変更について、御質問、御意見のある委員は御発言を願います。

辻委員、お願いします。

○辻専門委員 辻からお伺いいたします。これを拝見すると、「予定価格を超過」と書いてございましたけれども、大体どれぐらい超過なされたのでしょうか。

○事務局 申し訳ございません。超過金額までは確認できておりません。

○辻専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、実施要項の変更案の審議につきましては、本日をもって審議は終

了したものとします。ありがとうございました。

— 了 —